

「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」

有識者部会 議事概要

日時・場所：令和3年11月4日（木）13：00～15：00（WEB会議）

出席者：山本座長、石井構成員、上原構成員、太田構成員、大谷構成員、
小尾構成員

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局からの説明
3. 意見交換
4. 閉会

【意見交換の概要】

＜住民基本台帳ネットワークシステムのあり方について（資料1関係）＞

（ネットワーク構成）

- 住基ネットのネットワーク構成の今後の方向性に係る事務局の整理（※）は、合理的であり、現在の技術に照らしても適当と考える。

※ ガバメントクラウドにおける責任分界点等が整理されていることを前提に、以下のとおり整理。

- ・全国サーバの役割・機能は、引き続き、全国サーバを有効活用することにより確保。
- ・都道府県サーバの役割・機能は、全国サーバについて、都道府県ごとに適切にアクセスコントロールを講じ、制御された範囲内で利用・冗長化することにより確保。
- ・CSの役割・機能は、ガバメントクラウド（自治体）上にCSの役割・機能を実装した共同プラットフォーム（仮称）（以下「共同PF」という。）を構築し、確保。

- 市町村間の住基事務の処理に必要な情報を通知する機能については、住民記録システムの標準化とガバメントクラウド（自治体）への移行が完了した段階において、住民記録システムの標準的な機能として位置付け、共同PFから標準化された住民記録システムに移管することも考えられるのではないか。

- 現在、住基ネットにおいては、各市町村の住民記録システムとCSとの間に責任分界点があるものとされているところ、CSについて、各市町村が設置・運用するのではなく、ガバメントクラウド（自治体）上に構築された共同PFが、その役割・機能を果たすこととなった場合において、例えば、ガバメントクラウド（自治体）上の共同PFで何らかの不具合が発生した際の責任分界点はどこになるのか。

- クラウドサービスにおいては、責任共有モデルと呼ばれる考え方があり、サービスの形態に応じて、プラットフォーマーとユーザーとの間の責任分界点が変わるほか、互いに責任を持ち合うのが一般的である。今後の住基ネットの責任分界点については、システムの詳細はもとより、ガバメントクラウド（自治体）を利用するのであれば、その利用契約の中身も踏まえ、整理する必要があるのではないか。

- 現在のCSに相当する共同PFと各市町村の住民記録システムの両方がガバメントクラウド（自治体）上に構築される場合の責任分界点については、現在のCSと住民記録システムと異なり、物理的な責任分界点が明確ではないため、慎重に整理する必要があるのではないか。システムの構築主体や運用主体として、様々な者が関係することから、データがどのようにやりとりされるのか、取り扱うデータを誰が相手方のシステムまで届けるのか、という点に着目して責任分界点を整理することも考えられるのではないか。

- ガバメントクラウドにおける責任分界点については、デジタル庁において、令和3年度から4年度にかけて実施される先行事業も踏まえ、今後、整理されるものと理解している。また、CSに関して、仮に、CSの役割・機能を取り込む形でガバメントクラウド（自治体）上に共同PFが構築された場合には、各市町村にCSのアプリケーションを提供し、その責任を負っている現在のJ-LISと同様に、共同PFを構築してCSの役割・機能を提供する機関が責任を負うことになるのではないか。その上で、共同PF上で取り扱われるデータの管理主体は各市町村であるところ、各市町村が共同PFを利用する際の責任分界点については、別途整理する必要があるのではないか。

(プッシュ型の情報提供)

- プッシュ型の情報提供も、求めを受けて提供するものであり、実現に当たって必要となる費用の負担は、受益者負担が基本であり、利用機関が負担することになるのではないか。また、利用機関の需要がないということであれば、コストベネフィットの観点から、不要ではないか。

- プッシュ型の情報提供は、ワンスオンリーの実現や行政サービスの向上に不可欠なものとは必ずしも言えないのではないか。利用機関が必要に応じて定期的に必要な情報を取得できるよう、住基ネットの機能を拡充することで足りるのではないか。

- プッシュ型の情報提供については、具体的なユースケースが明確でないのであれば、変更された情報をすべて通知するのではなく、変更された情報がある旨を通知し、利用機関が適宜のタイミングで変更された情報をプル型で取りに来る、というような形でも、プッシュ型に近いことが実現できるのではないか。

- 法令上の手当を前提として、住基ネットから、特定公的給付のような緊急の対応が求められる事務の処理に必要な本人確認情報を適切に提供できるよう、住基ネットにおいて、例えば、基準日において、全住民の本人確認情報を提供する機能や年齢別等で区切って本人確認情報を提供する機能などを備えておく必要があるのではないか。

(世帯情報の取扱い)

- 住基ネットは利用できるものの、マイナンバーによる情報連携の対象となっていない事務において、世帯情報を確認したいというニーズが特段ないのであれば、住基ネットで世帯情報を取り扱うのではなく、日本年金機構のように、住基ネットと情報提供NWSへの照会をまとめて処理できるプログラムを運用して対応することが適当ではないか。

(DV等支援措置に係る情報の取扱い)

- DV等支援措置に係る情報を参照する必要性の有無について、必要性のない機関としてあらかじめ判断できる機関として、どのようなものを考えているのか。あらかじめ判定することは難しくないか。

- 実務運用上、事務処理の都度、住基ネットによる確認を行っていない事務もあるものと思われるところ、そのような事務についても毎回、住基ネットによる確認を求めることとするのか。

- 住基ネットにおいて、DV等支援措置に係る情報を提供・連携することとした場合には、事務処理に当たり、必ず住基ネットで確認することを求める必要があるのではないか。そのためにかかる手間や時間については、DXにより、様々なシステムの最適化を図る中で、解決することも考えられるのではないか。

- 本人確認のためのシステムである住基ネットにおいて、DV等支援措置に係る情報を提供・連携することとした場合、不必要な検索を誘発したり、DV等支援措置の対象者か否かを確認するために利用され、住基ネットが、実質的にDV等支援措置の対象者を検索するためのシステムとなってしまうのは、行き過ぎではないか。

<デジタル技術を活用した届出のあり方について（資料2関係）>

（転出届の取扱い）

- 国民健康保険等の事務では、当該市町村における住所の有無が事務処理の条件となっているところ、転出届がなくなると、保険料の徴収等に関し、市町村間で混乱が生じることも考えられるところであり、無理に廃止しなくてもよいのではないか。

- 転出届について、将来的には、精度の高い本人確認が可能なマイナンバーカードの電子証明書によるオンラインでの届出に移行し、書面や郵便による届出は廃止していくのがよいのではないか。

（転入届・転居届のオンライン化）

- 転入届・転居届については、マイナンバーカードの普及状況に関わらず、マイナンバーカードの交付を受けている人は、オンラインで届出を行うことができるようにし、マイナンバーカードの交付を受けていない人は、引き続き来庁して届出を行うという整理でよいのではないか。

- 居住実態の確認方法の検討に当たっては、行政側にかかるコストとオンラインによる届出を求める住民側にかかるコストとを分けて考えてはどうか。行政側に多少のコストがかかり、住民側にもオンラインによる届出特有の一定のコストがかかったとしても、そうした住民1人のために行政側のコストがかかり過ぎることがなく、オンラインによる届出を求める住民が一定数存在するのであれば、利用したい人が利用できるよう、できる方法から実現していく、という制度設計をしてもよいのではないか。そのように考えると、本人限定受取郵便の受取により居住実態を確認する方法は、比較的導入しやすいのではないか。

- 本人限定受取郵便の受取により居住実態を確認する方法は、現実的な方策と言えるのではないか。なお、来庁して届出を行う場合にも、同様に、本人限定受取郵便の受取により、居住実態の確認を行ってもよいのではないかと思う。行政として、誰がどこに住んでいるのか、適切に把握する必要があるという問題意識がある以上、それに見合った確実な仕組みを、オンラインの場合にも、そうでない場合にも、構築する必要があるものと考えている。

- オンラインで転入届・転居届が行われた後の市町村による居住実態の確認は、オンライン手続特有のリスクを勘案して行う必要があり、住民が当該市町村の区域内に現に存在していることについて、住民が窓口に来ている際と同等の蓋然性をもって、確実に確認することが求められるのではないか。
- 転入届・転居届のオンライン化の実現の是非については、慎重に検討する必要があるものとする。例えば、エストニアにおいては、不動産に関する情報も含め、様々な情報がデータベース化され、オンライン上で展開されていることにより、オンラインで住所変更を行うことが可能となっている。そうしたことを踏まえると、様々なものが電子化されて初めて、転入届・転居届のオンライン化の実現が可能となるものであり、ベース・レジストリの整理などと併せて、検討を進める必要があるのではないか。
- 携帯電話事業者が把握している位置情報を利用することについては、技術的には可能だとしても、機微性の高い重要な個人情報であることを踏まえると、利用すべきではないものとする。

(オンライン手続における本人確認のレベル)

- オンラインによる転入届について、身元確認保証レベル、本人認証保証レベルともに、最高レベルのレベル3が必要との整理は妥当だと思う。一方で、マイナンバーカードの電子証明書を用いずに、もう少し低いレベルでもオンラインによる本人確認が可能な行政手続もあるものと思われるところで、ユースケースごとに適切に検討する必要があるものとする。

以 上